

民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集

令和 7 年 1 月 1 6 日（木）午前 1 0 時 議会委員会室

出席委員（8 名）

（委員長）安 達 卓 是 （副委員長）奥 岩 浩 基
伊 藤 ひろえ 岩 崎 康 朗 徳 田 博 文 戸 田 隆 次
又 野 史 朗 松 田 真 哉

欠席委員（0 名）

説明のため出席した者

【市民生活部】藤岡部長

〔市民一課〕小乾次長兼課長 竹本課長補佐兼戸籍担当課長補佐
石飛庶務担当課長補佐 絹谷証明担当課長補佐

【福祉保健部】塚田部長

〔福祉政策課〕渡部課長 久保福祉政策担当課長補佐
〔長寿社会課〕足立次長兼課長 遠藤課長補佐兼高齢者福祉担当課長補佐
矢野高齢者福祉担当係長

【こども総本部】瀬尻部長 長谷川次長

〔こども政策課〕永榮課長 國谷子育て政策兼こども育成担当課長補佐
足立子育て政策担当係長 永見子育て政策担当係長
砂場こども育成担当係長

〔こども相談課〕松竹課長 山川課長補佐兼発達支援担当課長補佐 足立課長補佐

〔こども施設課〕矢野次長兼課長 榊本子育て施設担当課長補佐

〔こども支援課〕長尾課長

【教育委員会】

〔学校教育課〕仲倉課長 鉄尾担当課長補佐

出席した事務局職員

松田局長 田村次長 坂本議事調査担当係長

傍 聴 者

稲田議員 大下議員 岡田議員 田村議員 錦織議員 森田議員 森谷議員
矢田貝議員 吉岡議員

報道関係者 1 人 一般 0 人

報告案件

- ・多機能端末機による証明書の交付（コンビニ交付）に係る交付手数料について
〔市民生活部〕
- ・改正戸籍法施行に伴う戸籍への氏名の振り仮名登録について〔市民生活部〕
- ・地域包括支援センターの圏域再編の進捗について〔福祉保健部〕
- ・米子市こども計画（仮称）の素案について〔こども総本部〕

〜〜

午前１０時００分 開会

○安達委員長 ただいまから民生教育委員会を開会いたします。

本日は、執行部から４件の報告があります。

初めに、市民生活部所管の多機能端末機による証明の交付（コンビニ交付）に係る交付手数料について、当局の説明を求めます。

小乾市民生活部次長。

○小乾市民生活部次長兼市民一課長 多機能端末機による証明書の交付（コンビニ交付）に係る交付手数料について御報告いたします。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。コンビニ交付の利用促進、窓口の混雑緩和及びマイナンバーカードの普及などを図るため、令和４年１１月から令和７年３月末までを期間として、コンビニ交付による証明書交付手数料を１通当たり１００円の引下げからさらに５０円引下げ、計１５０円の引下げといたしました。さらなるデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進を図るため、コンビニ交付による証明書交付手数料は、条例の改正により、令和７年４月以降も引き続き１５０円引き下げた金額とするものでございます。

１の目的についてでございますが、コンビニ交付を受ける場合の手数料の引下げを継続することにより、コンビニ交付の利用を促進し、市役所窓口における混雑の緩和を図るとともに、さらなるＤＸを推進するためでございます。

次に、証明書交付手数料の額を記載しております。住民票の写し・印鑑登録証明書などの窓口交付３５０円の証明書はコンビニ交付では２００円、戸籍証明書は窓口交付４５０円、コンビニ交付は３００円でございます。

３のコンビニ交付の利用状況を御覧ください。令和６年１１月末時点でマイナンバーカード保有率は８０．７１％、令和５年度のコンビニ交付の実績は４万８,６１０通でございます。各種証明書発行通数の合計は、マイナンバーによる情報連携などにより減少傾向にあります。コンビニ交付は令和６年度においても、４月から１１月までの８か月で３万５,１２０通となっており、増加傾向にあります。各種証明書のうち、主なものである住民票の写し及び印鑑登録証明書は、令和５年度におきましては約４割がコンビニ交付でございましたが、令和６年度の４月から１１月におきましてはさらに割合が高くなっており、印鑑登録証明書については約半分がコンビニ交付となっております。

４の考え方についてでございます。マイナンバーカード保有率は令和６年１０月末時点で８０％を超えており、さらなる窓口交付からコンビニ交付への移行を進め、市役所窓口における混雑緩和を図るとともに、ＤＸを推進する必要があると考えております。

本市としましては、証明書の主なものである住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニ交付率８０％を目標とし、一層の周知に努めてまいります。

なお、令和５年度決算ベースでは、住民票の写し及び印鑑登録証明書に係る１通当たりの経費は、窓口発行分が３５９円、コンビニ交付分が２６１円でございます。

コンビニ交付の経費については、負担金や電算処理委託料の固定費部分は、発行通数が増えますと１通当たりの経費が安くなると考えられます。一方、窓口発行分については、人件費、電算処理委託料、消耗品費などの経費を基に算出しておりますが、コンビニ交付

の発行通数が増加するにつれ、窓口交付は1通当たりの経費は上昇すると予想されます。

次に、コンビニ交付に関する経費を記載しておりますが、令和3年度は1通当たり514円でしたが、令和5年度は261円となっており、固定費がございますので、今後、コンビニ交付の発行通数が増加するにつれ、1通当たりの経費は安くなることが予想されます。

6のコンビニ交付利用促進の取組などがございますが、令和5年3月、デモ機としてキオスク端末を本庁に設置し、市民の方に実際にお使いいただき、とても簡単である、次からコンビニで取るという喜びのお声をいただいております。また、コンビニ交付におけるマルチコピー機（キオスク端末）の操作方法などの紹介動画を作成し、ホームページに掲載、さらに全公民館においてコンビニ交付説明会を行うなど、利用促進に取り組んでまいりました。さらなる利用促進策として、コンビニ交付サービス利用促進に係る庁内検討会において取組を検討し、SNSを活用した動画などの周知、市報による周知、チラシを作成し自治会回覧などによる周知、ふれあい説明会による周知などを実施する予定としております。

参考として記載しておりますが、マイナンバーカード保有率は、令和6年11月末現在で80.71%となっております。150円の引下げを継続し、マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニ交付を御利用いただき、さらなる市役所窓口の混雑緩和、DXの推進を図ってまいります。

説明は以上でございます。

○安達委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見等ございましたら求めたいと思います。

どうぞ、奥岩委員。

○奥岩委員 分かりやすい説明と丁寧にまとめていただきまして、ありがとうございました。先ほど御説明あったんですけど、5番の経費のところ資料見させていただきますと、当初のコンビニ交付の1通当たりの経費と、令和5年度の実績値を見させていただきますと、非常に下がっておりまして、また発行数も増加しておりまして、先ほど御説明を受けたとおりなんですけど、これを見させていただきますと、最初に御説明あったとおり、このコンビニ交付、条例改正をして、値段も引き下げた状態でやっていただいたほうが市民の利便性向上と経費削減と両方寄与するのではないかなと考えますので、周知のところもいろいろ御説明いただいたんですけど、引き続き周知頑張ってください、普及率上げていただいて、コンビニ交付のほうも増やしていただけたらと思います。意見です。以上です。

○安達委員長 徳田委員。

○徳田委員 奥岩委員のところとちょっと重なる部分もありますが、ちょっと目線変えてですが、5番の令和5年度の手数料収入Bと支出Cというので、年度に関わる収入がこの金額、支出がこの金額ということなんですけど、これ、一見差し引いていただきますと、収入より支出のほうが多い状況ということでございますけども、この見解といいますか、お考えちょっと伺いたいと思います。

○安達委員長 小乾市民生活部次長。

○小乾市民生活部次長兼市民一課長 手数料におきましては、支出に比べてマイナスの状

態ではございますが、1 通当たりの単価というのがだんだん下がってきておりまして、目標値、コンビニ交付率 80 % を目標としておりまして、それに向かっていくところの過渡期というふうに考えておりますが、手数料のこの支出については、1 通当たりでかかってくる金額ですとか、あと固定費もございますので、今後、通数が増えていきますとそこは下がっていくものと考えておりまして、窓口の混雑緩和には大変効果がございまして、もう見るからにお客様が、証明を取るお客様というのは減っているような状況でございますので、ここは効果が現れている部分だと考えております。以上です。

○安達委員長 徳田委員。

○徳田委員 恐らくですけど、僕の推測では、この支出の大部分は多分機器による回線使用料だとか、いろんな固定費部分だと思いますので、先ほど課長が言われましたように、利用件数が増えないと、この部分はやっぱりペイできないという部分もございます。先ほど 6 番目のところで、さらなる利用促進策の実施ということで、私の周りでお伺いする中では、しきりに窓口のほうに行かれるケースが知人の方、どうございます、いまだに。なので、本当にこうやって努力はされてるんですけども、やはりコンビニ交付ということは 150 円、窓口より安いと、なおかつ窓口での混雑緩和、また利用する側の市民にとってみれば手数料が安くなるという、両方にとってメリットが大でございますので、いま一度、本当に市報に出してるだとか、チラシを作成してるからということではなくて、より浸透度が高い格好で周知徹底をしていただくということを要望させていただきたいと思います。以上です。

○安達委員長 答弁はいいですか。

○徳田委員 いいです。

○安達委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 私も徳田委員とちょっと関連するんだと思うんですけども、約半分くらいの利用してない方っていうのは、どういう方っていう検証はしてらっしゃるのか、検証しておられたら教えていただきたい。

○安達委員長 小乾市民生活部次長。次長、マイクを近づけて、しゃべられるときには。よろしくお願いします。

○小乾市民生活部次長兼市民一課長 そちらの検証というのは行っておりません、できておりませんが、窓口でマイナンバーカードをお持ちだということが分かったときには、必ずお声がけをさせていただいて、コンビニ交付ができますということで、やってみるとおっしゃると、一緒についていって、キオスク端末まで御一緒させていただいて体験していただくといいますか、今後につなげるようにしておるところでございますが、実際の今、伊藤委員おっしゃったような分析はできておりません。

○安達委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ぜひちょっと検証されたらいいかなと思うんですね。利用する人が若い人のほうが多いのかなと、学校のことだとか、あと、お仕事に使われるときだとか多いと思うので、あんまり高齢の方が何か困って、分からないので、市役所に行ってるっていうことではないのかもしれないですけども、やっぱり何かしらの理由があって、初め、1 回できれば、課長が言われたように、次もコンビニでっていうふうになると思うので、何かそこら辺のところ、もうちょっと何がネックになっているのかというようなことを少し超え

ると、またどんとパーセンテージが上がっていくんじゃないかなと思うので、意識していただければありがたいです。

それと、もう一つですけれども、マイナンバーカードでコンビニ交付ができない方っていうのが一定程度いらっしゃいますよね、その何か理由だとか、こういう方は使えませんよという、何かホームページでそういうアナウンスもしていただくとありがたいと思います。実際、昨日も多分1件あったと思うんですけれども、何回もやってもできないので、そこで何か、あれ、何でだろうっていうので市に電話をしたというふうに聞いておりますので、支援措置がかかっている方だとか、そのほかの方も、年少の方だとか、いろいろいらっしゃるみたいなので、何かあらかじめやっぱりそれ周知できるようにしていただくとありがたいと思います。それは要望です。以上です。

○安達委員長 ほかに。

又野委員。

○又野委員 先ほどからの話の中で、窓口発行のほうを望まれる方、分析してないっていうことでしたけれども、ちょっと私、思ったところがあったのが、住民票でも内容がいろいろありまして、この部分は省略とかいろいろあると思うんですけれども、出す先によって、これは省略していいとか、そういうのがいろいろあるときに、私も窓口で出してもらったときに、この場合はこれは省略でいいんですかって聞いたときとかに、それは出す先に聞いてもらわないと分からないですみたいなことを言われたりすると、コンビニ交付のときにそういう相談できるところがなかったりしたら、やっぱり窓口のほうで聞いたほうが確実かなって、私、思ったところがあったんですね。ですんで、コンビニ交付とか端末のほうでやるときに、そこら辺も解消できればもっと増えるんじゃないかっていうのもちょっと思ったところですけど、そこら辺、もしお考えがあれば、聞かせてもらっていいですか。

○安達委員長 小乾市民生活部次長。

○小乾市民生活部次長兼市民一課長 又野委員おっしゃるように、いろんな場合がございます。省略していい場合、省略しては通らない場合ございますけれども、一般的な、例えば車の登録であれば、本籍、世帯主との続き柄省略でいいというようなことは把握しておりますが、全てにおいて把握ができているわけではございませんので、手数料を納めていただいて間違っただけのものを取っていただいてもいけないということで、窓口においてはおっしゃったように御確認をお願いをしているところでございます。コンビニ交付については、もうその辺りは、例えば車の登録であれば省略で構わないというようなことは分かりますけれども、こちらも把握できていない状況でございますので、全ての場合が、一般的な場合しか分かりませんので、そこはやはり御自分で御確認いただかないといけないのかなというふうには考えます。以上です。

○安達委員長 又野委員。

○又野委員 その辺りも、多分実際取るときになって、あっ、ここ省略とかがあるんだみたいな、そこで気づくことっていうのはよくあると思うんで、前もって確認っていうのはなかなか本人もせずにされる、証明書を発行され、お願いすることもあると思うんで、どうしても窓口に行かれる方っていうのは、何人かは少なくはなると思うんですけど、おられると思うんで対応はしていただくことは必要だと思います。

本当に、手数料自体、負担を減らしていくってことになるので、手数料を安くしていくってことは、これは全然、私も賛同するところではありますけれども。全体的に経費が減ってきた場合に、コンビニ交付とはいえ、元のシステムは米子市にある電算システムから取ってきているわけであるっていうのを考えると、全体の経費が減ってきたときに、窓口の発行業務の手数料も、コンビニまでとはいわなくても、多少減らしてもいいのではないかなっていう思いがあって、これまでコンビニ交付のほうも、結局経費には釣り合わないけれども、安く手数料を設定したわけですね。それ考えると、経費からそのまま手数料の金額にならなくてもいいと思うので、全体の経費が減ってきたのにも合わせて、窓口発行の証明書もその経費と釣り合わなくてもコンビニ交付やってきたわけですので、下げることができるんじゃないかなというか、それもせっかく経費が全体として下がってきたなら市民サービスの向上のためにもなると思うんですけども、そこら辺、もしお考えがあれば。

○安達委員長 小乾市民生活部次長。

○小乾市民生活部次長兼市民一課長 手数料の考え方でございますが、受益者負担と公費負担で成り立っていると理解しております。これは条例により定められたものでございまして、住民票・印鑑登録証明書の窓口交付の手数料は350円と定められております。今、5年度の決算ベースで1通359円というのは、現時点では適正であるというふうに考えております。以上です。

○安達委員長 又野委員。

○又野委員 経費のほうの負担っていう意味で金額は出されてるんですけども、コンビニ交付をこれまで安くしてきたっていうところでは、実際の経費とは釣り合わないけれども、安くしてるわけじゃないですか。それ考えると、経費をそのまま手数料に持ってこなくてもいいっていうことになると思うんですよ、コンビニ交付がそれまでそういうふうにしてきたわけですから。そういう意味では、全体の経費が下がってきたら、窓口業務のほうも市民の負担を減らせるんじゃないかなと思って、考えていただければということでは聞いたところなので、絶対経費の部分を手数料にしなければならないっていうことではないと思うので、コンビニ交付のこれまでの経費を考えれば。そこら辺ちょっと検討していただければと思いますんで、これは要望をお願いします。

○安達委員長 答弁はいいですね。

○又野委員 いいです、はい。

○安達委員長 ほかに委員のほうから意見ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○安達委員長 ないようですので、本件については終了します。

次に、改正戸籍法施行に伴う戸籍への氏名の振り仮名登録について、当局の説明を求めます。

小乾市民生活部次長。

○小乾市民生活部次長兼市民一課長 改正戸籍法施行に伴う戸籍への氏名の振り仮名登録について御報告いたします。

説明に入ります前に、資料の訂正をお願いいたします。資料の中の下の左側の四角の中の1番、概要のところの2行目の終わりのところでございますが、「令和5年6月9日に交

付され」というところの「交付」の漢字を誤っておりまして、正しくは公に布という字のほうの「公布」のほうでございますので、訂正をお願いいたします。訂正し、おわび申し上げます。サイドブックのデータについては後ほど差し替えをさせていただきます。申し訳ございませんでした。

それでは、資料に添って御説明いたします。

最初に、横長の表の事務スケジュールを記載しておりますが、先に下の先ほどの左側の四角で囲んでおりますところの１、概要を御覧ください。戸籍法の一部改正を含む行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和５年６月９日に公布され、令和７年５月２６日の施行日以降、順次戸籍に氏名の振り仮名が登録されることとなります。戸籍に振り仮名が記載されることで、行政のデジタル化基盤整備の促進、本人確認情報としての利用などの効果が期待されております。

次に、２の本市における事務についてでございます。最初の横長の表の事務スケジュール及び右側の四角で囲んでおりますフローチャートも併せて御覧ください。

まず、①でございますが、令和７年６月から８月に本市に戸籍がある国民、約１４万人に対して振り仮名確認通知を圧着はがきで発送し、振り仮名の候補をお知らせします。振り仮名確認通知に記載する振り仮名は、住民票において住民事務処理の用に供するため、便宜上保有しております振り仮名を戸籍システムに仮登録したものでございます。事務スケジュールの令和６年度の７月の辺りに記載しておりますが、この仮登録の事前準備といたしまして、住民基本台帳システムの振り仮名の修正作業を行っております。これは、住民基本台帳の旧システムにおきましては、拗音、促音に未対応であったため、令和６年７月から１１月末までの間に、例えば「キョウコ」を「キョウコ」に変更するなど、約７，３００件の修正を行いました。

②でございますが、通知の振り仮名が違う場合には、令和８年５月２５日までに届出をしていただきますと、正しい振り仮名を順次戸籍に登録いたします。届出の方法は、市区町村窓口へ届出、郵送、またはマイナポータルでの届出となります。

③でございますが、通知の振り仮名が正しい場合には届出は不要でございます。法施行日の１年後の令和８年５月２６日以降、通知した振り仮名に基づき戸籍に振り仮名を登録することとなります。振り仮名の届出のほか、制度や通知に関するお問合せや御相談も多いと考えておりますので、第二庁舎に臨時窓口の設置、あと、専用電話の設置などを予定しております。

３の予算措置見込みについてでございますが、令和７年１月から通知の作成準備をする必要がございますので、令和７年１月補正予算において、振り仮名通知作成委託料４９０万６，０００円を計上し、あわせて、年度内に事業完了が見込めないため、繰越明許をお願いすることとしております。また、令和７年度当初予算において、臨時窓口に関する経費、システム改修費など約２，０００万円程度を計上する見込みでございます。

本市といたしましては、市報などによる広報のほか、自治会回覧による周知、公民館への周知など、あらゆる手法で周知、説明を行い、市民の方が混乱されることがないように丁寧な対応を行ってまいります。

説明は以上でございます。

○安達委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めたいと思いますが、ありませんか。

松田委員。

○**松田委員** そもそもの話になってしまうかもしれませんが、いろいろDXとか進んでる中で、やはりはがきで確認をするっていうことなんですけど、その辺りはもう全国一律でこの手法でやるしかないっていうか、そろえてされるのか、ほかの自治体とかでほかの方法で、はがきの、14万人っていうことなんで、とても大きな作業になると思うんですが、その辺り、もう少し効率的なやり方っていうのはないんですか。

○**安達委員長** 小乾市民生活部次長。

○**小乾市民生活部次長兼市民一課長** この通知の方法は、デジタル的なところはございませんで、圧着はがきですとか郵送の書面なりで全国通知するように聞いております。届出については、先ほど申し上げましたように、マイナポータルでしていただくということが可能でございますが、通知に関してはこのようなやり方でございます。以上です。

○**松田委員** 分かりました。

○**安達委員長** よろしいですか。

○**松田委員** はい。

○**安達委員長** ほかにはないですね。

〔「なし」と声あり〕

○**安達委員長** 分かりました。

ないようですので、民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時31分 再開

○**安達委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

福祉保健部所管の地域包括支援センターの圏域再編の進捗について、当局の説明を求めます。

足立福祉保健部次長。

○**足立福祉保健部次長兼長寿社会課長** 長寿社会課から地域包括支援センターの圏域再編の進捗について御報告いたします。

これは、令和6年2月14日開催の閉会中民生教育委員会において御報告いたしました、現在、市内7か所に設置しております地域包括支援センターの日常生活圏域単位ごと、これは中学校区単位ごとということですが、単位ごとの設置に向けた圏域再編の進捗について報告するものでございます。

まずは、資料1ページ、1、再編の対象を御覧ください。現在、ふれあいの里地域包括支援センターが担当しております3つの日常生活圏域につきましては、令和7年度より（1）の東山圏域を米子市社会福祉協議会が受託し、（2）の福生圏域及び（3）の福米圏域につきましては、公募型プロポーザルの実施によりまして、社会福祉法人真誠会が受託することとなりました。3つの圏域について、令和7年4月1日に設置する予定としております。なお、センターの所在地等は資料記載のとおりでございます。

続きまして、（4）の後藤ヶ丘・加茂圏域についてでございます。こちらの圏域につきましては、現在、社会福祉法人こうほうえんが受託をし、後藤ヶ丘・加茂地域包括支援センターとして2つの圏域を担当しており、拠点は後藤ヶ丘圏域にございます。当該圏域につ

きましては、昨年7月に住吉・加茂地域包括センターに義方地区を加え、再編を行ったところでございます。こうした体制の変更もあり、現在、加茂圏域に新たに設ける拠点の調整に時間を要していることから、法人と協議の上、令和7年度上半期中をめどにセンター設置することとなりました。

続きまして、(5)の弓ヶ浜・美保圏域についてでございます。こちらの圏域につきましては、現在、社会福祉法人真誠会が受託し、弓浜地域包括支援センターとして2つの圏域を担当しており、拠点は美保圏域でございます。当該圏域につきましては、2つの日常生活圏域のうちの美保圏域について、高齢者人口の減少によりまして、当初の構想より小規模なセンターとなる見込みでございます。このことを踏まえまして、当該圏域の再編につきましては、高齢者人口の推移等を踏まえた慎重な判断を要すると考えることから、現在の弓浜地域包括支援センターを当面の間、現状どおり2圏域を担当する地域包括支援センターとして継続設置することとしたところでございます。ただし、弓ヶ浜圏域の住民の利便性の向上を図るために、地域包括支援センターの設置形態の一種でありますブランチを弓ヶ浜圏域に令和7年度上半期中を目途に設置することといたします。ブランチは、地域の住民に身近なところで相談を受け付け、センターにつなぐための窓口でございます。このたびは、社会福祉法人真誠会が運営いたします小規模多機能型居宅介護、浜の絆への設置を予定しておりまして、地域の身近な相談窓口として地区の高齢者の個別相談を受け付け、弓浜地域包括支援センターにつなぐとともに、相談内容に応じまして、スマートスピーカーなどを活用した弓浜地域包括支援センターとの遠隔による相談支援も実施する予定としております。

続きまして、資料2ページの2、地域支援包括センター統括マネージャーについてでございます。専門的知識経験を有する候補者1名につきまして、令和6年12月に選考面接を実施いたしまして、令和7年1月に採用決定を行いました。令和7年4月1日から長寿社会課における配置を予定しており、地域包括支援センターの抜本的な業務効率化の推進、業務の質の向上、業務平準化による一体的な運営の推進等に資する各種取組を通じまして、複数のセンター間で地域の課題や目標を共有しながら、センターが相互に連携する効果的な取組を推進していくための総合調整の機能を担う予定としております。

最後に、3の今後のスケジュール（予定）につきましては、先ほど御説明をさせていただいたとおりでございます。

資料3ページ目には、今回の再編概要の一覧を添付しております。

また、資料4ページ目以降は、参考資料といたしまして、令和6年2月14日開催の閉会中民生教育委員会資料を添付しております。

説明は以上でございます。

○安達委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見等ございましたら求めたいと思いますが、よろしい、なしですか。

伊藤委員。

○伊藤委員 すみません、じゃあ、ちょっと教えていただいて。資料を頂きたいと思ってるんですけど、各地区の高齢化率だとか、要支援・要介護率と数ですかね、それを何かちょっと一覧でいただければ、後でいいですので、いつでもいいですので、お願いしたいと

思います。

それともう一つ、地域包括支援センターに障がいだとか子どもを一体的につていうような方向性つていうのは、大体どんな進捗なんでしょうか。まだ全然ゼロなのか、それともそっちの方向に向けて少しずつ進んでいるというような感じなんでしょうか。ちょっと教えていただければありがたいです。

○安達委員長 渡部福祉政策課長。

○渡部福祉政策課長 包括支援センターとか一般相談事業所の形態というお尋ねだと思います。昨年2月、閉会中の委員会におきまして、えしこにとか総合相談体制の変更について御説明いたしておりますけれども、今まで米子市に7つ程度の地区を定めまして、総合相談支援センターを設けて、そこに包括支援センター、一般相談事業所等の機能を取り込むという構想を当初予定をしておりましたけれども、限られた人材を有効活用していくということで、まずは今つくっておりますえしこにのほうを拡充をして、総合相談体制を整えていくということで方向性を変更いたしております。

その中におきまして、まず、来年度になりますけれども、えしこにのほうに総合相談支援員を増員をしまして、中学校圏域ごとに総合相談支援員、それから地区担当保健師等のチームを構成して、相談支援を行っていく体制ということで今考えて、構築の準備をしているところでございます。

今、そういったところの中で、包括支援センターについても非常に業務が多岐にわたって、高齢化率も高くなって、需要も増えておりますので、今回、11地区に再編ということをしたところでございます。したがって、現時点では総合相談の体制、えしこの中に包括支援センター、それから一般相談支援事業所を全部内包した形ということは当面考えておりませんけれども、えしこを中心としまして、包括支援センター、一般相談支援事業所等、関係機関と連携をしながら課題の解決に向けて取り組んでいく体制ということで予定をいたしております。以上です。

○安達委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ありがとうございます。

十分御承知だと思うんですけども、やっぱり世帯で見るとつていうようなことはとても重要だと思ってまして、8050問題だったりとか、あと、子どもの、何か食が大変だ、食べられないつていうところにお母さん、お父さんはいなくて、おばあちゃんだけみたいなところもやっぱり出てきますんで、縦割りですていくことの非効率つていうか、効率が悪いつていうようなことも一方では出てきてるんじゃないかなと思うんですね。だから、家庭環境が厳しい家庭つていうところの視点はとても必要だなって、そこで、こっちは地域包括支援センター、こっちはえしこに、こっちは子どもみたいなことだと、やっぱりなかなかうまくいくものもいかないなと。どこに大きな問題があるんだつていうような包括的な視点で見るとつていうこともなかなかできずに、一生懸命支援はしてるんだけど、改善は全然図られないみたいなこともあるんじゃないかと思っています。なので、今は高齢はどんどん増えていくので大変だと思いますし、独居の場合はそれはそれでいいと思うんですけど、でも、そうじゃない、やっぱりその中で一緒に生活している家族が困っているという場面もたくさんありますので、そこも見えていくつていうような視点も忘れずに、次の段階では家庭を見るつていうようなことをしていただくとありがたいなと思ってま

す。要望です。以上です。

○安達委員長 徳田委員。

○徳田委員 資料2ページ目ですけれども、地域包括支援センター統括マネージャー、このたび4月1日から、新年度から配置ということでございますが、先ほど御説明の中で、業務内容からしますと、ちょっと1名ではなかなか大変なような気がするんですけども、今後、業務内容を見られて、そのバッファを取るわけではございませんけど、もう1名サブ的な方を補充するお考えはないのかどうかということについてのお考えをお伺いしたいと思います。

○安達委員長 足立福祉保健部次長。

○足立福祉保健部次長兼長寿社会課長 統括マネージャーの配置の人数の御質問だと思います。今、1名ということで配置を予定をしております。これ、そのマネージャーだけにこの業務をさせるということではなくて、市の職員も一緒にタッグを組みながらやっていくという感じで考えているところです。この人数を増やすというところにつきましては、今のところは考えてはおりませんが、今後、事務を進めていく中で、もし必要が出てくれば、そういったことも一つ考える必要が出てくるのかなというふうに思っているところです。以上です。

○安達委員長 徳田委員。

○徳田委員 業務内容とか、現状やっぱりマッチングっていいですか、釣り合うような格好で、先ほど課長がおっしゃられましたけど、1人にしわ寄せが来ることがないように、より利用する側、また支援する側が不都合が生じないように御配慮をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○安達委員長 ほかに意見ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○安達委員長 ないようですので、民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時46分 再開

○安達委員長 民生教育委員会を再開いたします。

こども総本部所管の米子市こども計画（仮称）の素案について、当局の説明を求めます。
永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 米子市こども計画（仮称）でございますが、こちらの素案について御報告申し上げます。

説明に入ります前に、資料の一部に誤りがありましたことを御報告させていただきたいと思えます。資料の53ページの部分の記載に誤りがありました。訂正内容は、正誤表に記載しておりますとおりでございます。資料に誤りがありましたことをおわび申し上げます。

では、説明に入らせていただきます。

資料1ページを御覧ください。このたび、こども基本法に基づく市町村こども計画である米子市こども計画（仮称）の素案を取りまとめました。

国では、少子化や子どもを取り巻く状況の深刻化を踏まえまして、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子ども施策を総合的に

推進するため、令和5年にこども基本法を策定いたしました。本市では、このこども基本法に基づき、子ども・若者が権利の主体として尊重され、幸せな生活が送れるよう、子どもを真ん中に据えた施策を推進するため、本計画を策定いたします。

本計画は、既存の子どもに関する計画を一体的に取りまとめ、これまで取り組んできた子どもに関する施策を総合的により一層推進し、地域全体で子ども・若者の成長、自立を支援することを目的として策定するものでございます。

まず、計画の対象ですが、資料の3番を御覧ください。子ども、若者、妊産婦、子育て当事者、そしてそれらの方を支える全ての事業者・関係団体・地域住民としております。当初、計画の対象を子ども、若者、妊産婦、子育て当事者としておりましたが、審議会で子どもや当事者だけでなく、それを支えるみんなもこの計画の対象だよねという御意見をいただきまして、みんなで子どもたちを支えるという意味を込めまして、この対象範囲としております。

次に、4番、計画期間ですが、令和7年度から令和11年度までの5年間としております。

次に、基本理念・基本方針・重点施策について御説明申し上げます。こちらは素案の概要版にて御説明させていただきます。

資料の4ページ、御覧ください。第2章のところですが。基本理念は、「こどもを産み育てることに希望が持て、こども・若者が心豊かにのびのびと成長・自立できるまち、よなご」としております。また、本市が目指す姿としましては、全ての子ども・若者が、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」を実現することにあります。「こどもまんなか社会」を実現するためには、子ども・若者の個性や多様性を尊重し、子ども・若者の心豊かな成長や自立に向けた夢や希望の実現、子育てを社会全体で後押しすることが重要であると考えております。

次に、基本理念の実現に向けた3つの基本方針として、3つ柱を立てております。

基本方針1、切れ目なく子ども・若者の成長・自立を支える。こちらは、子ども・若者本人にスポットを当てたものとなります。

続いて、基本方針2、子育て当事者が希望を持って子どもを産み、育てられる環境を整備する。こちらは、子育て当事者にスポットを当てたものとなります。

3番目が基本方針3、様々な環境にある子ども・若者やその家族に対する支援の充実を図る。これは、障がいのある子どもさんや貧困家庭など、特に支援が必要な子ども等にスポットを当てたものとなります。これらの方針を基に、各施策を推進していくこととしております。

次に、7ページを御覧ください。こちら、重点施策を記載しております。重点施策として9つの施策を掲げております。

まず、ライフステージを通じた取組としまして、重点施策1、子ども・若者への切れ目ない支援としております。主な取組としまして、包括的な相談支援体制のさらなる充実や、意見を聞き、生かすための取組などを上げております。

次に、ライフステージごとの支援としてまとめております。こちら、重点施策2から重点施策7までがライフステージごとの施策となります。

まず、妊娠期から乳幼児期でございますが、重点施策2としまして、妊産婦・乳幼児へ

の切れ目ない保健施策の充実としまして、乳幼児健診や産後ケアの充実などを上げております。

次に、重点施策 3、保育士の確保、保育の質の向上、保育環境及び子育て支援の充実としまして、保育士確保の施策の展開や公立保育所の統合・建て替えによる保育環境や子育て支援の充実を上げております。

次のページ、8 ページのほうを御覧ください。重点施策 4、幼稚園・保育所等と小学校との円滑な接続の推進として、円滑な接続を推進するためのカリキュラム等の充実や、1 年生アドバイザーによる助言・サポートなどを上げております。

次に、学童期・思春期でございます。重点施策 5、6 がそれに当たります。

重点施策 5 では、子どもの居場所の拡充としまして、子どもの居場所の拡充に向けた既存施設等の活用の推進や、児童文化センターの利用促進などを上げております。

重点施策 6、地域全体で子どもの育ちを支える取組の推進としまして、子ども会の活動支援や少年育成センターの活動の推進を上げております。

次が若者の支援のところになります。重点施策 7 として、若者への就職・結婚支援として、就職や結婚に関する情報発信や婚活イベントなどの若者交流の場の提供を上げております。

次のページ、9 ページを御覧ください。重点施策 8、こちらは子育て当事者を対象としたものとなります。ニーズに応じた幼児期の教育保育の供給量の適正確保及び子育て支援サービスの充実としまして、各種子育てサービスの提供体制の確保を上げております。こちらの具体的な内容は次の第 5 章に記載しております。

最後に、特に支援が必要な子ども等を対象としたものとなりますが、重点施策 9、個々の特性や取り巻く環境に応じた支援の充実として、子どもの特性の早期把握や学習支援事業の運営、子ども食堂の普及の推進を上げております。

次に、9 ページから 10 ページにかけての第 5 章ですが、こちらは、これまで子ども・子育て支援事業計画に定めておりました、各種施策の量の見込み及び確保方策に相当するものとあります。

その次の 11 ページを御覧ください。第 6 章、こちら、母子保健施策の取組としまして、第 2 期米子市母子保健計画の概要を掲載しております。現在、母子保健計画に基づきまして、乳幼児健診や産後ケアなど、各種保健施策について取組を進めております。母子保健計画は計画期間の途中であることから、引き続き個別の計画として存続しますが、対象となる方が重なっておりまして、密接に関連した計画でありますので、本子ども計画の一部として位置づけることとしております。

次に、表紙のほうに戻っていただいて、3 ページを御覧ください。本計画は、愛称として「よなごっこ未来計画」というふうに愛称をつけております。また、サブタイトルを「みんなでつくるこどもまんなか社会」としております。米子の子どもの未来をみんなで応援していこうという計画としていきたいというふうに考えております。

最後に、レジュメの 2 ページを御覧ください。最後に、今後のスケジュールについてですが、本計画の策定に当たりましては、これまで米子市子ども・子育て会議、審議会のほうで御審議いただきまして、今回、素案としてまとめさせてもらったものでございます。また、社会福祉審議会のほうにおきましても御意見を伺ったところでございます。今後、

2月3日から30日間、パブリックコメントを実施しまして、子どもさんを含め、広く市民に意見を募ることとしております。その後、パブリックコメントの意見を反映した最終案を米子市子ども・子育て会議にて御審議いただいた上で、今年度中に計画を策定する予定としております。

報告は以上でございます。

○安達委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めたいと思います。

松田委員。

○松田委員 何点か伺いたいんですが、まず、これ、「こどもまんなか」ということで、子どもが中心にということ、いろいろ基本理念なんかもあるんですけど、その子どもの意見を聞く、聞いて計画をつくっていくというアクションがこの中にはあまり見てとれないなと思いながら見て、アンケート調査を実施して意見聴取をしましたというような記載も20ページ辺りにあったんですけど、その子ども向けのアンケートとか、あとは子どもの意見を子ども目線でこの計画に、最初の段階から意見を反映させているような部分ってというのはあるんでしょうか。

○安達委員長 國谷こども政策課子育て政策兼こども育成担当課長補佐。

○國谷こども政策課子育て政策兼こども育成担当課長補佐 御意見いただき、ありがとうございます。まず、子どもの意見というところなのですが、このたびの計画策定するに当たりましては、事業者へのヒアリングというものを行いました。その中で子どもの意見も聞ければということでヒアリングを行ったところではあるのですが、実際に子どもの意見を具体的に聞いたところというのは、こども☆みらい塾を運営している中で、こども☆みらい塾に通っておられるお子さんを教えているボランティアの大学生の方々に聞いていただいたというところがあります。その中で多かったのが、こども☆みらい塾の中では特に勉強ができる場所が欲しい、勉強したいという声が多かったということがございますので、そういった意味で計画の中、引き続きにはなるのですが、こども☆みらい塾をしていますというところと、あとは居場所というところも、この居場所もいろいろな種類のものがあるのですが、居場所の拡充というところで、居場所につきましては、子どもの意見だけでなく、保護者の方からもそういった意見がありましたので、そういったところで、いろいろな種類の居場所をつくっていくということで考えております。

○安達委員長 松田委員。

○松田委員 20ページの、見ていただいて、6の1、子どもを対象としたアンケート調査という記載があるんですけど、そのアンケート調査はしたんですか。

○安達委員長 國谷こども政策課子育て政策兼こども育成担当課長補佐。

○國谷こども政策課子育て政策兼こども育成担当課長補佐 アンケート調査は、今現在実施しているという形になっております。ヤング生活実態調査ということで、小学校、中学校、あと、高校生の3種類の児童生徒の方に、現時点の様々な、ヤングケアラーの発見につながるような形でのアンケートを行っておりまして、そちらのほうはちょっと今回の計画には現時点では反映できてないところなのですが、アンケートを行って意見を収集しているところでございます。

○安達委員長 松田委員。

○松田委員 そのアンケートについての内容をまた、どういうアンケートを、ひな形というか、教えていただきたいです。それは、そのアンケートについては、最終的にこの計画が決まるまでには、そこで使っているアンケートの結果っていうのは反映させることができるんですか。

○安達委員長 長尾こども支援課長。

○長尾こども支援課長 今、収集しているところでして、一応1月中を最終の締切りというか、目標にして収集しているところですので、結果についてはまた3月議会等で報告をさせていただこうかなとは思っておりますが、この計画自体がもうパブリックコメントを2月から実施していきますので、その中身をもって計画に反映するのはちょっと難しいかなとは思っています。ただ、その中で、まとめ切れてはいないんですけど、既に11月ぐらいから高校生はしております、一部の意見についてはこども☆みらい塾と重なるようなところであったり、米子市のまちづくりについても、高校生についてはちょっと実施させてもらっているんで、そういった内容でピックアップできて、それそのものをここに落とし込んではいないんですけど、それも踏まえながらこの計画を作成したっていうところなので、ちょっと十分ではないんですが、一部は取り入れたという感じになっております。以上です。

○安達委員長 松田委員。

○松田委員 やっぱ子ども目線でっていうところの意見というのも、いろんな有益な考え方もあると思うし、子どもじゃないと分からないところもあると思うんで、一部参考にされたということなんですけれども、ぜひ生かしていただきたいと思いますし、同じ計画の中でも、最初のほうでしたかね、ちょっとすぐ出てこないですけど、継続的に意見を聞き取っていくっていう記載があったと思うんです。それは、具体的にはどういうふうに、いつどのような方法でやっていく予定なんですかね。

○安達委員長 永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 こちらの、子どもの意見を聞くというところで、重点施策1のほうでも意見を聞くというところを定めておるところでございまして、一過性のものでなく、継続してやっていくことが一番重要だというふうに思っております。今現在、継続的な取組としましてスタートさせたものが、米子市のホームページ上によなごっこポータルという子ども向けのサイトを、ページを設けまして、その中で子どもの意見を聞くようなフォームを昨年12月から設けたところでございます。そのほか、子どもの遊び場所ですとか、悩みを持ってる子どもさんが相談先が見られるようなページも併せてこのページにつけておまして、そういったところをまず今取り組んで、そこから意見を継続的にもらえるような仕組みを今つくっているところでございます。今後、こういった取組を継続的にやっていくところですので、いろいろと工夫、考えていきながらやっていくべきというふうに思っております。

○安達委員長 松田委員。

○松田委員 ですね、計画の推進の(3)のところにありましたね、最初のほうに。それで、ぜひそういったものをはじめ、きっちり書いてあるんで、意見の表明の場ですね、機会を確保していただいて、途中でも反映していただきたいと思いますし、最後ですけど、62ページとか12ページとかで、PDCAというか、進捗管理の表が記載してありまし

て、これ、この計画に限らず、いつも思うんですが、これ、PDCAの表を記載してあって、それは分かるんですけど、それはあくまでもPDCAの、何ていうのかな、仕組みの説明で、それを具体的に、じゃあ、いつ、どうやって、どういうタイミングで、どういう手法で回していくかっていうのが、この計画に限らず、いつも記載されてないなと思うんですよ。それを記載すべきだと思うんですが、年にどういうふうにするとか、子どもの意見を聞く場をこういうところで1回振り返るだとか、その辺りのPDCAの具体的に、説明じゃなくて、どういうふうにスケジュールをしっかりと決めてやっていくかっていうのを記載すべきだと思うんですが、いかがですか。

○**安達委員長** 永栄こども政策課長。

○**永栄こども政策課長** 御意見ありがとうございます。62ページの進捗管理のPDCAのところですが、そういった御意見、審議会のほうでもありまして、これがどういったペースで点検・評価を行うのかとかっていうところで、今考えておるのは、毎年度点検・評価を行って、基本的には中間年を目安に、その点検・評価を踏まえた見直しっていうのを検討するっていうようなことは考えております。

そういった記載も、ちょっと何年度とか毎年度とかっていう記載もありませんので、こちらのほうは最終形にするまでの間に記載のほうを加えていきたいと思っております。

○**安達委員長** 松田委員。

○**松田委員** 大体そういうような形で、いろんな計画で年に1回程度ということとされるんですが、こちらの計画については特に子どもの意見を継続して聞くっていうことがもうきっちり最初のほうに記載してあるんで、ほかの計画と比べるともっともっと、何ていうのかな、違う、審議会とかだけじゃなくて、振り返っていくっていうことが大事だと思うんで、それをやっぱり入れ込んで、記載していただくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○**安達委員長** 永栄こども政策課長。

○**永栄こども政策課長** そちらの子どもの意見を聞いて、それを計画の見直しとかに反映させる手順、やり方などについても、書き方を考えて、工夫してみたいと思います。

○**安達委員長** 松田委員。

○**松田委員** ぜひ検討していただきたいと思いますし、いろんな計画をいつも見ると、こういうふうに書いてあって、それでどうなのっていうところなんで、これはほかの部署の方とかとほかに計画つくるときにも、こういう意見があったよっていうことで共有はいただきたいし、今後改善していただきたいと思いますんで、お願いします。以上です。

○**安達委員長** 以上ですか。

奥岩委員。

○**奥岩委員** 何点か伺わせていただきたいと思います。本会議のほうでもかなり、かなりというか、私もしたんですが、何回か質問もあって、話題になって、去年の、なので、御説明もありましたけど、こども基本法とこども大綱が出て、県の計画が出てっていうところで、どのタイミングで米子市はやるんだっていうので、大分期待をして待っておりました。

まず、伺いたいんですけど、去年のこども大綱、県のシン・子育て王国とっとり計画でしたっけ、の後、約1年かけて、米子市の場合は総合計画をこれ、こども計画、熟成して

今回出されたわけですが、この1年間熟成して、どういうところに気をつけて、どういうところを頑張ってこられたかっていうのを教えていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○安達委員長 永栄こども政策課長。

○永栄こども政策課長 今回の計画というところが子どもの意見を聞くというところで、今進めながらというところで、まだ不十分な点はたくさんあるんですが、やはりやり方も含めて、ちょっとそここのところはいろいろ試行錯誤しながらやっているところではございます。

また、あと、こういった計画をつくっただけでなくて、この計画を見てもらって、米子市が今現在取り組んでることですとか、これからの子ども施策をどういうふうにしていくかっていうところを、つくるだけでなく、行政側がこの計画を利用するだけでなく、住民の皆さん、子どもさん、子育て世帯の方がこれを知ってもらって、米子市で子育てすれば安心だなと、希望が持てるなというようなところですか、あと、子どもが米子市に住んで、いいねっていうふうに思ってもらえるような計画にしたいというふうには思っております、ちょっとこの計画の出し方や構成やらもちょっと工夫しながらやってきているところでございます。

ただ、まだ、この本体版と概要版というところで、まだ概要版でも、子どもさんにとっては、これは見てもらえるようなものではないと思ってますんで、子どもさん向けの版もつくっていききたいなというふうには考えているところでございます。以上でございます。

○安達委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 後で聞こうと思ってたんですけど、子どもさん用の概要版も作成されるってことで、ぜひお願いします。計画のほうを見させていただきますと、今までの総合計画とは、ほかのいろいろな計画と比較いたしますと、いろいろ色も使ってあったりとか、イラストあったりとか、少し読みやすいのかなっていうような気はしたんですけど、やはり子どもさん用、あったほうがいいかなと思いますんで、ぜひお願いします。

先ほど松田委員からも御質問あったんですけど、今回の計画に当たって、子どもさんを対象にアンケートを行ったってことで、その辺りがどういった形がよかったのかっていうのと、まだこれからもう少し時間もあるので、いろんな手法があるかと思うんですが、ちょっと部長に聞いてみたいんですけど、国のほうは、こども家庭庁をつくられて、大臣さんが直接お子さん何人かとか、学生さん何人かとか、それぞれの方々と場を設けて意見を直接聞かれるところもあった上で、マスコミさんオープンになってたりとかしてたんですけど、そういうのを踏まえた上で、こども基本法ですとかこども大綱上がってきたというふうに聞いておりますし、見ておりました。米子市の場合も、こども総本部をつくって、この場合は国に先んじてやったわけですけど、その後、国のほうがこども家庭庁をつくって、大臣さんがそういうふうやってこられたっていう中で、ぜひ子育てのほうを全力で取り組んでる米子市といたしましては、部長なのか市長なのか、どなたがいいのか分からないんですけど、そういった形で直接懇談会、座談会みたいなようなのを計画、最終案策定までにやってみてはどうかと思うんですけど、その辺りのところはもうされたのか、今後やる予定があるのか、計画終わってから何かやるのか、やることしか今聞いてないですけど、どうでしょうか。

○安達委員長 瀬尻こども総本部長。

○瀬尻こども総本部長 今、奥岩委員の意見のほうなんですけど、今のところ、子どもの意見の場を設けるということなんですけど、アンケート等は取っとるんですけど、そういった場を設けてやるっていうところを今のところまだ検討段階というところで、その辺のところはまた、計画まで、策定、パブリックコメントまでにはちょっと難しいかと思うんですけど、場を設けてやるっていうのが、継続的にそういった形で、今後、そういった意見がありましたので、場を設けて、できることをやっていきたいかなとは思っております。

○安達委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 すみません、場を設けていただくのは歓迎しますので、ぜひやっていただきたいと思います。ただ、今回は総合計画のスタートになりますので、スタートダッシュを切っていただくためにも、基本方針の1番目に記載しておられますし、子どもが尊重され、自らの意見を表明できる場があるとか、それをもって社会と関わりを持つとか、参画していくんだ、自分たちの意見が反映されるんだっていうところをしっかりと実感していただくためには、この計画つくるのが大人ばかりじゃなくて、実際子どもも聞いたよとかっていうような場面があったほうがいいんじゃないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○安達委員長 瀬尻こども総本部長。

○瀬尻こども総本部長 アンケート調査をした中で、子どもの意見等は聞いているところもありますし、今後そういった形で場を設けるか、子どもの意見を聞く場を設けて進めていくっていうのは中ではよいことだと思っておりますので、その辺は検討していきたいと思っております。

○安達委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 今後のことはぜひやっていただきたいっていうことで先ほどお話ししたつもりなんですけど、計画を今策定中ですので、これを発表する前段階のところではいかがでしょうかっていうことですが、そちらに対してはいかがですか。

○安達委員長 瀬尻こども総本部長。

○瀬尻こども総本部長 今、計画の段階でっていうところですので、ちょっと調整して、やっていきたいとは考えております。

○安達委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 ぜひお願いいたします。

先ほど松田委員からも御意見、御指摘あったんですけど、「こどもまんなか」を掲げて、子どもの意見を取り入れて、子どものための計画ですよっていうのが一番メインのところで、今までのいろいろな総合計画と違って、国のほうではこども家庭庁があって、米子市ではこども総本部があってっていうところで、かなり大きな計画、今までと変わるよっていうようなことだと思いますんで、ぜひぜひやっていただきたいと思いますし、米子市に住んでる全てのお子さんっていうのはなかなか現実的には難しいとは思いますが、ある程度スケジュールのところと現実のところっていうふうな形にはなると思うんですけど、ぜひ計画発表前にはやっていただきたいと思いますんで、よろしくお願いします。

続けてになるんですけど、保育のほうで、ちょっとこちらの総合計画で聞くのかどうかは迷ったんですけど、夜間養護等事業、トワイライトステイの分と、養育支援訪問事業と産後ケアについて伺いたいんですけど、夜間のほうの量の見込みが、算定のところを見させ

ていただき、それぞれそうなんですけど、実績を元に算出されてまして、令和7年度分から令和11年度分までがそれぞれこの3つの事業に関してほとんど変わらないというか、ほぼ同じ状況なんですけど、これ、実績値を元にやっていくとこうなるのか、それとも、お子さんが産まれてくるのが減るのを加味しつつ、需要が上がってくるの見越した結果、ほぼ同じ量の見込みになるっていう見方をしておられるのか、どういう形か、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○安達委員長 永見こども政策課係長。

○永見こども政策課子育て政策担当係長 資料54ページからございますショートステイ、トワイライトステイ、併せて養育支援訪問事業の量の見込みについてのお尋ねだと思いますが、こちらにつきましては、過去4年間、令和2年度から令和5年度の延べ利用者数なども記載させておりまして、こちらが、御覧いただくと分かると思うんですが、人口推移とはあまり関係がないような形で異動しているような状況でございます。そういったことを踏まえまして、事業の担当者等への聞き取りを行いまして、令和6年度の今実績はこちらには記載をしておりますけれども、令和6年度、今年ももう9か月たっておりますので、この9か月間の直近の利用実態だとかを踏まえまして、一定の値をここに量の見込みとして令和7年度以降を記載させてもらっているというような形で量の見込みの算出をしているところです。

○安達委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 ありがとうございます。メインのほうは、こちらの総合計画ではなくて、子ども・子育て支援事業計画のほうになるかと思いますので、そういうふうにしておられて御準備しておられるのであれば、大体そんな感じだろうと思います。5年に1回、そっちの計画のほうも改定もされますし、都度都度変わるとは思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

あと、一時預かり事業について伺ってみたいんですけど、一時預かり事業は今していただいているんですが、プラス、法改正もございまして、こども誰でも通園制度、こちらのほうも、今年度はまだ実証段階ですけど、今後なるだろうというふうに考えていくんですが、一時預かり事業とこども誰でも通園制度につきましては、どのように今後進めていく予定というか、考えであるか、ちょっと計画のほうでは見えなかったもので、あれば教えていただきたいと思います。

○安達委員長 永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 一時預かり事業と誰でも通園制度の今後のことについてというところです。誰でも通園制度は、御案内のとおり、令和8年度から全国実施というところで、国のほう、制度進めておりまして、本市もそちらに向けて今検討をしている段階というところでございます。こちらの57ページにあります保育所で一時預かりの量の見込みというところも、ニーズがあるというところで、確保方策、右肩上がりの計画としております。こちらの一時預かりのニーズが恐らくこども誰でも通園制度とニーズとしては重なってくる部分であると思いますので、ニーズはあるだろうというところでございます。

こども誰でも通園制度を実施する際には、こちらの計画にも盛り込むような制度になっておりますので、こちらに盛り込んでいって、一時預かりとの調整を図るような形に計画となるというふうに考えております。以上でございます。

○安達委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 今お答えいただいたんですけど、そうなんですよ、実際、本格始動までもう少しっていうところでして、このよなごっこ計画が実際発表されるのは今年度末なのか、来年度頭なのかっていうような、今年度末でしたっけ、のところで令和8年度頭を考えると、これを発表して1年後には新体制が本格始動するっていうようなところになってます。その段階で、既存の一時預かりのところをそのままやるのか、それともこども誰でも通園制度に変えるのか、それとも両方やっていくのか、あとはこども誰でも通園制度だけにするのかって、何パターンがあるかとは思いますが、それぞれのよさっていうところと、あとは事業者さんの実際のオペレーションのところがどうなのかっていうところと、あと、以前もお話ししましたが、保育施設の定員、空きのところをどうやっていくのかっていうような、もろもろ課題があると思いますんで、可能であれば今回の総合計画のほうに入れていただきたかったんですけど、この辺りは来年、今の課長さんのお話ですと、引き続き検討されるっていうことだったんですけど、今回の総合計画には入れずに、来年度以降検証しておいて、令和8年度に向けてどういうふうにするか、方向性を決めるっていうような理解でよろしかったでしょうか。

○安達委員長 永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 保育所の一時預かりとこども誰でも通園制度、似ているような制度であるんですが、制度の成り立ちってところがちょっと違うってところで、一時預かりのほうは、保護者さんのどちらかといえば都合によって、子どもを預けないといけない場合に利用していただくサービスっていうところです。こども誰でも通園制度は、むしろ保護者の就労にかかわらず、誰でも受け入れようというようなところで、認定と給付の制度になりますので、こちら、ちょっとすみ分けが違うっていう部分もあるということと、多くは両方併用っていう形になるかなと思っております。

ただ、その辺、整理は今後まだ引き続きというところなんですけど、こども誰でも通園制度、じゃあ、どうしていくかっていうところを今検討中というところで、計画自体策定しましたが、随時必要な見直しがあれば見直していく必要があると思っておりますので、こちら、実施という際には、こちらの計画を見直す、または概要計画でも可能ということで、こども誰でも通園制度の計画を別に立てるっていう方法もありますので、そういった方法で実施に向けて進めていきたいと思っております。以上でございます。

○安達委員長 よろしいですか。ほかに。

徳田委員。

○徳田委員 私のほうからは、総体的にこどもまんなか社会っていうことが言われて久しいんですけども、タイトルにもございますように、これ、一朝一夕ではできないというふうに私も理解しております。しかも、みんなでつくるっていう、まさしく計画のタイトルどおりのことでやっていかないとできないっていうことなので、基本計画の中にやはり言葉とかスローガンだけが一人歩きすることがないように、より実効性の高い実現に向けて計画を立てていただくよう要望させていただくというのが1点目でございます。

もう1点目は、46ページの不登校の子どもへの支援のところ、先ほど課長補佐が学びの場のっていうことをおっしゃいました。非常に、米子市の場合は、子どもの居場所、ふらっとホームほか、いろんなスクール、学校内での不登校の支援の場所等もございますが、

ここで学びたくても学校に行けない児童生徒さんの視点というのがやっぱり必要じゃないかなというふうに思います。ここに不登校の子どもの支援のところで、多様な学び推進事業というのがございますけども、例えばこれの具体的な、現時点で分かっているような内容等も含めて、こういった格好でその学びの場並びに学びの機会を提供していくのか、あるいは保障していくのか、現時点で結構でございますので、教えていただければというふうに思います。

○安達委員長 仲倉学校教育課長。

○仲倉学校教育課長 現時点での子どもたちへの学びの場の保障ということでございます。例えば、現在、県の事業、それから本市事業において、校内サポート教室というものを設置しております。これ、全ての学校ではございませんけれども、こちらに個別最適な学び支援員を配置することによって、教室には上がることが困難ではございますけれども、校内サポート教室を活用することによって、その場での学習支援ということを現在行っている状況でございます。今後、こちらについてもまた拡充等をしていきたいという考えではございます。

また、これは子どもの状況にもよりますけれども、必要に応じてタブレットを使って授業を配信したりですとか、そういうようなことも、これはケースにもよりますけれども、そういうできる限りの支援というのは行っております。こういうことにつきましても、今後充実させていきたいというふうには考えております。以上でございます。

○安達委員長 徳田委員。

○徳田委員 素案の段階でございますので、より現時点でそういったことも具体で盛り込んでいただきますと、私どもも理解のほうが進みますので、今後の素案を含めたところでちょっと盛り込んでいただければと、具体の策をですね、いうふうに考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○安達委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 私も何点が聞かせていただきたいと思います。

1つは、貧困対策のような課題があるというようなことはいろいろ書いてあるような感じがするんですけども、米子市は、御承知のように、独り親の割合が多いですし、所得も低いです。でも、車がないとなかなか生活しづらいので、生活保護にはやっぱりなかなかいきにくいというような方もたくさんいらっしゃいます。実際、格差も広がっているとか、貧困家庭は本当に厳しいなというふうに思っていますが、計画の中で対策となるところっていうのはどういうところがあるのか、ちょっと教えていただければと思います。

○安達委員長 永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 貧困対策につきましては、これまで米子市貧困対策推進計画、ひまわりプランという計画を別個に立てて推進してきたところでございます。今回、この貧困対策推進計画もほかの子ども・子育て支援事業計画などとまとめて、このこども計画に一まとめにして総合的に推進するという総合計画にしておりますして、貧困対策につきましては、具体的には重点施策9のところになりまして、49ページになります。

こちらのほうで、これまでもひまわりプランのほうでも教育の支援、生活の支援、居場所づくりの支援、保護者への支援っていうところを重点的にやっておりますして、こちらの取組方針も今回そちらを掲げておりますして、計画のほうが個別から総合的になったからと

いって、実際の具体的な施策が落ちるようなことがないように、こちらは取り組んでいきたいと思います。主な取組としては、こども☆みらい塾の学習支援ですとか、子ども食堂などの普及、推進というところを掲げておりますし、また、こちらの声を上げにくい子どもさんとかの受け止める仕組みづくり、こういうところもしていきたいというふうに考えております。

説明、以上でございます。

○安達委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 主な取組として、先ほど言われましたこども☆みらい塾だとか、あと、子ども食堂っていうふうに言われましたけど、例えば鳥取市なんかは、何度も何度も言いますが、子ども食堂が拠点となっていて、そこで相談を受けるだとか、あと、市の関与が、取組とか拠点とかいうふうになってますけど、米子市はそういうことにはなってないので、計画の中でそうやって書かれるんだったら、やっぱりきちっと位置づけられたほうがいいんじゃないかなと思います。そこで出た相談を、じゃあ、どこにつなげるというようなことまでやらないと、本当に絵に描いた餅みたいな感じになってしまうので、やっぱりそこで受け止めた相談を、じゃあ、こういうふうにつなげて、こういうふうに生かしてますというようなPDCAサイクルを回すっていうようなことをしていただいて、初めて結果や改善が出るのかなというふうに思いますので、そこはお願いしたいと思います。

あと、私だけしか気にならないのかもしれないですけど、隘路という言葉が出てくるんですね。何か妨げになる、こども大綱の概要というところの基本的な方針のところ、隘路、物事を進める上で妨げとなるものというふうにアスタリスクで書いてありますけれども、やっぱりこども計画なので、何か一般的に誰でも使える、一般的に使わない言葉は何か適切ではないのではないかなと思ったりするので、もっと平易な言葉で分かりやすいほうがいいんじゃないかな、これは意見です。

もう1点目は、よなごっこポータルの紹介していただいたので、私もさっき見て、とってもいいなと思ったんですね。でも、これを子どもたちは分かっているのでしょうか、どれくらい分かっているのでしょうか。

○安達委員長 長尾こども支援課長。

○長尾こども支援課長 ポータルをつくっただけでは当然駄目だと思っているので、これをどう子どもたちの手に届けられるかっていうことを今後検討していかないといけないなと思っています。

米子市が今、デジ田の交付金で取り組んでいるとりりんりんというポータルサイトをつくったんですけど、その中の行政ページによなごっこポータルという、アプリの中にも取り込みました。このアプリをダウンロードしていただくとかっていう取組を今後、西部の高校さんであるだとか、中・小学校はどんな形で配信ができるかっていうのは今後検討なんですけど、つくって自己満足で終わらないように、子どもが目にしてもらえるようなところにちょっと取組を進めていきたいなというふうに考えております。以上です。

○安達委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 全くそのとおりだと思っております。やっぱりとってもいいものつくられたなと思っています。だけれども、本当にこれを子どもたちが見たり、また保護者さんが見たりとかして、あっ、こういうふうに、悩んでるあなたへっていうところを見ると、ここ

につなげればいいのかなどというふうに思ったりとかするんですけど、でも、何か窓口の紹介があんまりないとか、やっぱり相談をする、何か困っている人が見たときの視点がちょっともしかしたら少し足りないかもしれないなと思っているので、そこら辺のところももうちょっと使いながらでも改善をしていただければいいなと思いますし、今、タブレットも皆さん持っていらっしゃるので、そのところで、お気に入りページでもないですけど、誰もがぱっとそこを開けるというような形がいいと思いますし、さらに言えば、ここにQRコードでアンケートを入れていけば、いつでもそういうふうにアンケートができたりとか、その中で自由記述の意見が言えたりとか、自分の悩みが話せたりっていうようなことができればいいんじゃないかなと思っています。

また、子どもの意見がこういうふうに出てきて、個人情報特定されなくても、こういう意見が多かった、なので、米子市はこう変わったっていうような、やっぱりそこもPDCAサイクルが目に見えて分かるような形が子どもたちに伝われば、あっ、自分が話したことが米子市を変えていくんだとか、よりよくなるんだっていうようなことが分かれば、もうちょっと何か本当に一生懸命参画してくれて、主体となって、よりよい米子市になるんじゃないかなと思いますので、そこら辺まで何か考えていただければと思っています。

○安達委員長 長尾こども支援課長。

○長尾こども支援課長 よなごっこポータル、今立ち上げてはいるんですけど、この悩んでいるところのページは今ちょっとまだ調整中でして、このページを開いたときに、もう相談したいと思っていけば、窓口を子どもに探させるということはせずに、ここから相談できますよというところをちょっとつくろうと、近日中にアップしようと思っています。

あと、先ほど言っていた小中高の生活実態調査のほうで取り上げてきた意見の中で、やはりまちづくりとかそういったところをこういうふうにしてほしい、米子のまち、こうなったら住みやすいなみたいな意見もいただいていますので、そこはまた総合政策部とかまちづくりの部局とも情報を共有させていただいて、本当に部局横断で、どんなふうにしていけば子どもたちが住みたいと思うまちになるかということは連携して取り組んでいきたいなというふうに考えております。以上です。

○安達委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 お答えをいろいろいただいたので、あと、さらに1つちょっとお願いしたいところなんですけれども、いろいろな相談の中で、発達障がいとか、障がいというふうなところでもないグレーゾーンの困り感のある子ども、生きづらい子どもがたくさんいるな、また、そこを見て、保護者さんが何もできないで困っているというようなこともたくさん御相談をいただくので、何かしらやっぱり、それぞれの特性なので、強みを生かして、そこを伸ばしていけばいいなとは私は思っているの、そういう何かポジティブのアプローチで自分の特性を、個性を、悩むばかりではなくて、何かプラスに変えていくというようなことがまたそこら辺のところでもあればいいなと思っていますので、御検討よろしく願いいたします。以上です。

○安達委員長 先ほど、戸田委員。

○戸田委員 はい。

○安達委員長 戸田委員。

○戸田委員 細かいところですけども、8ページの重点目標6、地域全体でこどもの育

ちを支える取組の推進とあるんですけれども、そこで米子市子ども会との活動支援と表示されておられますが、この子ども会の活動というのが今乏しいというのを私はよく伺うんですけれども、その辺の状況はどのような状況に把握しておられていますか。その辺、まず伺っておきたいと思います。

○安達委員長 永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 子ども会についてですが、子ども会、やはりなかなか各地域で活動が難しいというような地域もあったりしまして、米子市子ども会連合会の事務局、市のほうで今担っておりますので、そういった各地区、単組の子ども会のそういった悩みの相談事ですとか、お話を聞いて、支援してるっていうようなことを今しているところでございます。

○安達委員長 戸田委員。

○戸田委員 子ども会を設置されてない自治会が多々あるというふうに私、伺っております。そういうふうな中で、この表し方は、米子市子ども会の活動支援ってすばらしいことなんですけど、やっぱりその辺の状況も十分に把握した上で、これから子ども会との連携調整を図っていくんだということをステップアップしていかなければならない。まず母体をつくるような、いわゆる支援っていうのか、方策というのも、これも市に求められておるのではないかと思います、その辺はいかがですか。

○安達委員長 永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 こちらの子ども会活動はやはり地域の力があってこそというふうに思っておりますので、そういった子ども会でやはりこうやっていろいろ子どもたちが地域とつながりを持ちながら体験していく、そして大人になって、その地域にまたいろいろ、子育てしていくとか、そういうつながりが生じる基だというふうに思っております。この地域のほうの活動ができるように、市としてもこれから総合政策部局とも一緒に考えていきたいというふうに思っております。

○安達委員長 戸田委員。

○戸田委員 そのような方策を十分に多角的に検討されて、子ども会をまず設置していくんだというような方策をまず決めていかなければならない、その辺を取り組んでいきたいという、これは強く要望しておきたいと思います。

次に、48ページ、米子市が行っている取組・課題の中で、子育て当事者への経済的支援っていうのもあるんですけど、これは確かに3歳以上の保育料の無償化を実施されたということで、これは私も議場で相当議論をしたんですけれども、では、今後の想定ですけども、3歳児未満の無償化というような施策展開は今のところ想定されておられるのか、その辺のところの状況を伺っておきたいと思います。

○安達委員長 永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 3歳児未満のところが今保育料がかかっておりますので、こちらの無償化という話だとお伺いしました。3歳未満の保育料の無償化については、こちらでも議場のほうで議論があったところですが、やはり今、保育士がなかなか確保が難しいっていう状況もございまして、あと、多くの財源も要するっていうところで、現時点においてはこの無償化っていうところは市としては考えてないところでございます。以上でございます。

○**安達委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 今のところ考えておられないということですが、やっぱり市民の方々にはそういう3歳児未満の無償化というのを切望されている意見を相当、私、伺っております。そういうふうな中で、3歳児以上の無償化というのは実施されたんですけど、これは大きな課題ですので、十分にこれは、3歳児未満の無償化についても今後十分に検討していただきたいと、これは要望しておきたいと思います。以上で終わります。

○**安達委員長** ほかに。

又野委員。

○**又野委員** そうしましたら、ちょっとこれまでの質疑の中からの確認ですけれども、最初に松田委員さんがアンケートのことについて聞いておられて、レジュメの2ページ目のところに計画策定のために行った調査等っていうのがあるんですけど、この中で実際に行った分と今行っている分とかっていうのが、ごめんなさい、ちょっと全部聞き取れなかったもので、教えていただければと思ひまして。

○**安達委員長** 永榮こども政策課長。

○**永榮こども政策課長** 2ページ目の7の(1)のところに列記してます6個の調査の中で、現在実施中っていうのは上から4つ目の子どもを対象としたアンケート調査になりまして、それ以外はもう実施済みのものとなります。

(「なるほど」と又野委員)

○**安達委員長** 又野委員。

○**又野委員** 子どもを対象としたアンケート調査が今実施中で、この計画策定のために行った調査って書いてあるんですけども、やり取り聞くと、実際は今回の計画には反映はされてないとか、そういう話があったんですけども、これ、こういうふうに書かれると、反映されてるんじゃないかなって思うんですけども、何かそこら辺、この書き方がもう反映されてるものだと私、思っただけで、あと、実施中だったらまだ、策定のために行ったっていうわけではないので、省かないといけないんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺どうなんでしょうかね。

○**安達委員長** 永榮こども政策課長。

○**永榮こども政策課長** ちょっとこちらのほうは資料の書き方が適当でなかったなと思います。実際、実施中で、高校生のアンケートなどはちょっと早めに終わっているところありますので、反映できる意見などがあればできる限り反映したいということは考えておることで、このアンケート調査っていうのを入れているんですけど、実際まだ、調査を行ったっていうところで書いてあると誤解を生じるところありますので、実施中とかそういうような書き方をすべきだったかなというふうに思います。失礼いたしました。

○**安達委員長** 又野委員。

○**又野委員** そうですね、そこら辺勘違いしてしまうんで、もし今後同じようなのがあれば、きちんと書いていただきたいと思います。

それと、ちょっと細かいところなんですけれども、分かりにくい言葉があるっていう話が伊藤委員からもありましたけれども、ごめんなさい、私も理解がなかなかできてない部分で、全体の11ページのところの第6章のところ、下のほうに基本施策2-1で、虫歯の有病者率とか、かかりつけ医だったりとか、例えば有病者率は目標が上がってるんで、

何かしらこのパーセントの意味っていうのはあるとは思いますが、これ、上がるって考えたら、一般的には何かよくないんじゃないかなと思って、理由はあるんでしょうけれども、そこら辺がこれだけだと非常に分かりにくくて、その理由と、もしその理由があるんだったら、ちょっと分かりやすくここに書いていただかないと勘違いされる方もおられるんじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺ちょっと教えてもらっていいですか。

○安達委員長 山川こども相談課長補佐。

○山川こども相談課長補佐兼発達支援担当課長補佐 すみません、11ページの今の虫歯の件の御質問ですが、これ、第6章で母子保健計画を概要を記載させていただいております。最初の説明であったように、母子保健計画については現在進行中です、第2期の部分がですね。これは令和5年度からスタートしております、ここの数値ですが、御指摘の部分なんです、令和5年度の実績を記載しております。実はこの母子保健計画を立てたときには4年度の実績を基準として目標を立てております、そのときのパーセントからいきますと1.5%であります。基準が1.5%でしたので、これを1.1%にっていうところを目標掲げて進行しているところなんです、5年度については非常に率がいい方向になったっていう結果で、こういうちょっと数値になっております。この虫歯だけではなくて、ほかの部分も何点かあるんですが、そういった意味で、ちょっと確かに御指摘のように、これ見ると、悪いほうの目標値になってるんじゃないかっていう捉え方をされかねないっていうところもありますので、ここの記述については、現状の元の数値の部分も含めて、検討をしないと、やはり見られる方としては疑問に思われるかなというふうに思いますので、ちょっとその辺りを御意見を参考にさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○安達委員長 又野委員。

○又野委員 分かりました。じゃあ、ぜひとも分かりやすいように変えていただければと思います。

それと、全体では59ページになるんですけれども、児童育成支援拠点事業、ぷらっとホームの話も先ほどちょっと出たりはしたんですけれども、この量の見込みのところ、確保方策も全部50、50、50っていうことで、最初、そこら辺の考え方でほかの部分で奥岩委員も言われてたんですけれども、ほかのところでは実績が出て、量の見込みとかが書いてあるんですけれども、ここ、実績の表示がないんですけれども、下には試行的に事業実施を行っており、その実績を基に算出しましたってあって、その実績をまず、これまでもぷらっとホームのところ以外の中でも出てたんですけれども、まず教えていただきたいっていうのと、それ、ここに載せれないのかっていうのをちょっと教えてもらっていいでしょうか。

○安達委員長 どなたか答弁が。

仲倉学校教育課長。

○仲倉学校教育課長 実績についてでございますが、令和3年度よりぷらっとホームは立ち上げたところございまして、実際、実績となりますと、1年間丸々通してとなりますと、4年度と5年度ということになります。詳しい数字を御説明申し上げますと、令和4年度は利用した児童生徒数が37名、40名弱、それから、令和5年度につきましては4

6名ということで、そういう短いこれまでのちょっと限られた実績であることから、一応当面は現指導員の体制も含めまして、50ということの一つと、目標値とさせていただいております。

ただ、これにつきましては、先ほど申し上げたとおり、ぶらっとホームだけに限らず、校内のサポート教室ですとか、いろんな多様な子どもたちの学びの場というものも今後考えておりますので、ちょっと当面、今後見直し等も当然必要になってくると思うんですけども、ひとまずこの50という数字で出させていただいたところでございます。

ちょっと過去の数値につきましては。

○安達委員長 補足ですか。

國谷こども政策課子育て政策兼こども育成担当課長補佐。

○國谷こども政策課子育て政策兼こども育成担当課長補佐 このたびの計画の中で、実績が表記されてるものとないものがあると思うのですが、実績が表記されてるものというのが、以前の子ども・子育て支援事業計画の中で報告をさせていただいてたものについては実績を掲載しておりまして、このたびのこども計画で新たに追加したものというものに実績がないという形になっております。

ただ、先ほどおっしゃっていたように、やはり今の、現状との比較というものがあったほうがいいとは思いますので、そういった形で実績値、あるものについては掲載させていただきたいと思います。

○安達委員長 又野委員。

○又野委員 よろしく申し上げます。この50っていうのもどうなのかがちょっと何も分からなかったもので、ここら辺、まだぶらっとホームが始まって少しだから、そんなに年数がたっていないので、今後どうなるか分かりにくいとは思いますが、思ったのが、不登校生徒児童がやっぱり急増しているっていうのは皆さん御承知のとおりで、本当に量の見込みが50でいいのかなっていうのも、これ、ぶらっとホームが対応できる人数で量の見込みを出しているだけなんじゃないかなっていうふうに思ってしまうんですね。思うところ、量の見込みは上がって行って、例えば、でも、確保方策としては50だけれども、あとはほかのこういう施策で対応していきますっていうのとかがないと、何か不登校児童がどんどん増えていってるのに、本当に量の見込みは50で、だから50で確保していればいいんだよみたいなふうに捉えかねられないような気がしまして、この中でも不登校生徒児童が増えてるっていう調査結果が載っているので、それとの整合性を考えると、なかなかこれで、50、50のままいくっていうのが理解しづらいんじゃないかなと私は思ってまして、そこら辺ちょっとどのようにお考えか、まず聞かせてもらっていいでしょうか。

○安達委員長 仲倉学校教育課長。

○仲倉学校教育課長 御指摘のとおり、全体的な不登校の児童生徒数というのは増加傾向にございます。

実は、御指摘のとおり、50という数字を算出した背景には、今年度、令和6年度はまだ年度途中なんでございますが、昨年度と同じような利用者数の推移になっております。それにつきましては、あくまでこれは仮説でございますが、校内サポート教室、これを令和4年度、5年度より増やしてきた経緯がございます。これまでは家庭、学校以外の方が

ぷらっとホームしかないという選択肢の中で、ぷらっとホームでの利用、ある程度多くなるのではないかと予想しておりましたが、校内サポート教室を増設したことも理由の一つとして考えられるのではあるんですが、思ったより急激にぷらっとホームのほうの利用者数というよりも、学校の別室を利用するというケースも増えてきた、そういうこともございまして、6年度も恐らく、繰り返しになりますが、50名には大体いくかいかないかというような推移でないかなと思いますので、繰り返しになりますが、当然この数につきましては、見直しはその都度検討していくものではございますけれども、ひとまず50という数字に上げさせていただいたのはそういうことが背景にあつてのことでございます。以上でございます。

○安達委員長 又野委員。

○又野委員 分かりました。できれば、校内サポート教室の利用者が増えてるから、この数字でぷらっとホームの利用者は落ち着くだろうというような、何か分かるようなものがあつたほうが、増えてきてるのに、ほかで何で対応してるんだろうって疑問に思う、これ、公表した場合に思われる方がおられると思うので、そこら辺、何かいい具合に書いていただけたらなと思ったところです。

本当になかなか、これ、全体、大変なことだと思いますけれども、分かりやすく皆さんに周知していただけるようお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○安達委員長 以上で。

ほかにございせんか。

松田委員。

○松田委員 先ほど伊藤委員が言われたよなごっこポータルについて、いい意見だなと思って、ぜひタブレットだとかにすぐアクセスできるような体制を目指していただきたいと思いますし、戸田委員が言われた子ども会についても、やっぱり入ってない家庭っていうか、子どもさん多くなってきたて、まず、現状の状況とか、なぜ入らないんだとかっていうのを、どのぐらい割合が入ってるんだとか、現状把握がまず必要だと思いますので、それをしっかりしていただきたいなと思います。以上です。

○安達委員長 要望。

ほかに。

〔「なし」と声あり〕

○安達委員長 ないですか。

では、ないようですので、以上で民生教育委員会を閉会いたします。

午前 11 時 57 分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生教育委員長 安 達 卓 是